審判講習会、公認審判員試験等に関する細則

第1条(目的)

この細則は、公益社団法人日本パワーリフティング協会(以下「本協会」という)の公認審判員規程第4条の規定に基づく審判講習会及び3級公認審判員試験の実施等に関する事項、第5条並びに第20条の規定に基づく1級公認審判員及び2級公認審判員昇級試験の実施条件の他、公認審判員の日当等に関する事項について定めるものである。

第2条(審判講習会)

- 1 審判講習会は、主催する都道府県パワーリフティング協会又は傘下の市町村パワーリフティング協会(以下、一括して「都道府県協会」という)において、数名程度の受講 希望者及び3級公認審判員試験の受験希望者がいれば、実施できるものとする。
- 2 都道府県協会は、公認審判員規程第4条第2項の規定に基づいて審判講習会及び3級公認審判員試験を実施する場合、「加盟団体規程」第3条第2項に規定するブロックに加え、「公認審判員規程」第17条第1項の尚書きに規定する北海道地区、東北地区、九州地区及び沖縄地区(以下、これらを一括して「ブロック」という)のブロック技術委員会を通じて、事前に本協会技術委員会に実施の概要について報告を行い、承認を受けるものとする。ただし、公認審判員規程第18条第2項の規定により、年度当初に実施計画案として承認を受けている場合は、これを省略できる。
- 3 審判講習会の講師は、原則として、ブロック技術委員会のブロック技術委員長が担当するものとし、ブロック技術委員長に不都合がある場合、又は、ブロックに1級公認審判員の資格を有するブロック技術委員、もしくは、十分な審判実績(1級公認審判員の昇級申請基準を満たす程度の実績)を有する2級公認審判員が担当するものとし、該当者がいない場合、都道府県協会は隣接するブロック又は本協会技術委員会に試験官の支援協力を依頼することができる。いずれの場合も、都道府県協会は、本協会技術委員会に講師名及び審判実績を事前報告した上で、その承認を必要とする。

第3条(3級公認審判員試験)

- 1 3級公認審判員試験は学科試験とし、審判講習会を修了した受講者に限り受験することができる。
- 2 原則として、審判講習会と3級公認審判員試験は同じ日に実施するものとし、先に審 判講習会を行ってから、学科試験を行うものとする。尚、審判講習会の時間は4時間程 度、学科試験は1時間程度とする。
- 3 試験問題は本協会技術委員会が作成を担当し、事前に講師に送付するものとする。ただし、本協会技術委員会の委員が講師を務める場合は、その必要はない。尚、試験問題を受領した講師は、漏洩しないように厳重に管理しなければならない。
- 4 3級公認審判員試験の合格点は80点以上とする。採点は講師を務めたブロック技術 委員長又はブロック技術委員が行い、その結果は、審判講習会の参加者名簿とともに、 速やかに本協会技術委員会に提出しなければならない。ただし、本協会技術委員会の委 員が講師を務める場合は、その必要はない。
- 5 本協会技術委員会は採点結果を再確認した上で、合否結果を受講者に通知するととも

- に、受講者が所属する都道府県協会に合否結果を通知し、合格者にはその後の登録手続き、認定料の額、納付方法等を通知する。
- 6 本協会技術委員会は、本協会から3級公認審判員認定料の納付の連絡を受けた場合、 新規登録した者を含めて該当するブロックに所属する審判員名簿を作成して、ブロック 技術委員会に送付する。

第4条(3級公認審判員試験の受験料の扱い)

- 1 審判講習会を主催した都道府県協会は、公認審判員規程第9条第4項に基づいて、公 認審判員試験の受験料の半額を、審判講習会の終了後、速やかに本協会に納付しなけれ ばならない。
- 2 ブロック技術委員会のブロック委員長又はブロック技術委員が講師を務めた場合、都 道府県協会は、交付金(受験料の半額。以下、同じ)の中から旅費(交通費、宿泊費、 経費。以下、同じ)及び謝金を支払うものとする。この場合、旅費は実費支給とし、謝 金は10,000円(学科試験の採点業務の対価を含む)を上限とする。
- 3 本協会技術委員会の委員が講師を務めた場合、都道府県協会は、「旅費、日当等の支給 に関する規程」第2条第5項の規定に基づいて、交付金の中から旅費、謝金等を支払う ものとする。この場合、旅費は実費支給とし、謝金は10,000円(学科試験の採点 業務の対価を含む)を上限とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、地域の体育協会、教育委員会等の関係機関から公的助成金等が交付される場合、その公的助成金等の認可されている範囲内で10,000円を超える謝金を支払うことができる。
- 5 都道府県協会は、講師から提出された旅費等の請求に関する申請書(別途定める)の 内容を確認した上で、旅費を支給する。

第5条(昇級試験)

- 1 1級公認審判員及び2級公認審判員の昇級試験は実技試験とする。
- 2 1級公認審判員昇級試験の実技試験を行う試験官は3名の陪審員とし、全国規模の競技会が開催されるブロックのブロック技術委員会が推薦して、本協会技術委員会が承認 した国際審判員又は国内1級公認審判員で構成する。
- 3 2級公認審判員昇級試験の実技試験を行う試験官は1名の陪審員とし、ブロック技術 委員会が推薦して、本協会技術委員会が承認した国際審判員、国内1級公認審判員又は 十分な審判実務経験を有する国内2級公認審判員が担当する。
- 4 1級公認審判員昇級試験の実技試験を行う全国規模の競技会において、ブロック技術 委員会が、前項の資格を有する試験官を隣接するブロックを含めて推薦できない場合は、 本協会技術委員会は、全国の国内1級公認審判員の中から不足する試験官を指名するこ とができる。
- 5 2級公認審判員昇級試験の実技試験を行う公式競技会において、ブロック技術委員会が、第3項の資格を有する1名の試験官を隣接するブロックを含めて推薦できない場合は、本協会技術委員会は、全国の国内1級公認審判員の中から試験官を指名することができる。
- 6 1級公認審判員昇級試験では、受験者は主審を務めるものとする。又、2級公認審判 員昇級試験については、受験者は公式競技会で主審又は副審を務めるものとする。いず

れの試験においても、試技の判定と適正行動に関して採点評価する。

7 「公認審判員規程」第5条第2項で規定されている2級公認審判員昇級試験を実施できる20名以上の選手が出場するパワーリフティング競技会には、全国規模の競技会、 ブロック競技会及び都道府県協会が開催する競技会を含むものとする。

第6条(昇級試験の合否条件)

- 1 1級公認審判員昇級試験の合格点は90点以上とし、2級公認審判員昇級試験の合格 点は85点以上とする。
- 2 実技試験の対象とする試技数は、合計100試技(スクワット40試技、ベンチプレス30試技、デッドリフト30試技)とし、試技の判定に関しては、受験者が行う実際の試技判定内容と、試験官の判定内容が一致した試技数をカウントする。ただし、試技数が100試技に満たない場合は、不足する試技数を差し引いた残りの試技数に対して、1級の場合は90%以上の一致率をもって、2級の場合は85%以上の一致率をもって合格とする。尚、一致率の小数点第1位以下の数字は切り捨てるものとする。
- 3 公認審判員規程第5条第3項の規定に定める適正行動とは、試技の判定以外において、 審判員として適切に行動判断ができているかについて、服装、スタートやリプレイスの 合図、バーやプラットフォームの清掃指示、試技重量のチェック、他の審判に影響を与 える不適切行為をしたかどうか等、10項目にわたってチェックするものとし、配点の 重みづけは、試技の判定を9割、適正行動を1割とする。

第7条(昇級の認定料の扱い)

- 1 公認審判員規程第7条第4項に基づいて、受験者は審判講習会を主催した都道府県協会に認定料を納入し、都道府県協会は入金を確認した後、納付した受験者名とともにその半額を速やかに本協会に納付しなければならない。
- 2 ブロック技術委員会のブロック委員長又はブロック技術委員が試験官を務めた場合、 都道府県協会は交付金(認定料の半額。以下、同じ)の中から旅費及び謝金を支払うも のとする。この場合、旅費は実費支給とし、謝金は10,000円(実技試験の評価、 採点業務の対価を含む)を上限とする。
- 3 本協会技術委員会の委員が試験官を務めた場合、都道府県協会は「旅費、日当等の支給に関する規程」第2条第5項の規定に基づいて、交付金の中から、旅費、謝金等を支払うものとする。この場合、旅費は実費支給とし、謝金は10,000円(実技試験の評価、採点業務の対価を含む)を上限とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、地域の体育協会や教育委員会等の公的機関から助成金等が交付される場合、その公的助成金等の認可されている範囲内で、10,000円を超える謝金を支払うことができる。
- 5 都道府県協会は、試験官から提出された旅費等の請求に関する申請書(別途定める) の内容を確認した上で、旅費を支給する。

第8条(役員の制約)

第4条及び第5条の規定にかかわらず、本協会の役員が講師及び試験官を務める場合は、定款第25条の規定に従って謝金を受け取ることはできない。ただし、旅費は受け取ることができる。

第9条(公認審判員の日当等)

- 1 公認審判員が、全国規模の競技会において、主審、副審、陪審員の他、テクニカルコントローラー、検量係又はコスチュームチェック係を務めた場合、全国規模の競技会を主管する都道府県協会は日当として3,000円を支給する。
- 2 第4条第3項及び第6条第3項に規定に基づいて、講師又は試験官を務めた公認審判員に支払う旅費の内、自家用車を利用した場合の交通費については、燃料の種類を問わず、燃料代として1kmあたり15円に走行距離(自宅から会場地までの往復)を乗じた金額を支給し、高速道路の料金及び駐車料金は実費支給とする。いずれも領収書等の証憑の添付を必須とする。
- 3 前項において、講師又は試験官を務めた公認審判員は都道府県協会に旅費等の請求に 関する申請書を提出し、都道府県協会は内容を確認した上で支給する。

第10条(協議事項)

この細則に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解 決を図るものとする。

第11条 (細則の改廃)

この細則の改廃は、第4条、第7条及び第8条に規定する金額を含めて理事会にて決議する。

<附則>

1 この規程は、平成30年11月7日に制定し、同年7月21日に遡って施行する。 ただし、第4条第2項及び第3項に規定する交通費、第7条第2項及び第3項に規定する交通費並びに第9条第2項に規定する燃料代については、平成31年4月1日から施行する。この場合、当該規定の施行日前に、理事会においてその可否についての事前検討を行い、必要により、施行日の先延ばしも含めて決議するものとする。